

令和4年度 第1回
逗子市国民健康保険運営協議会

令和4年5月11日

逗子市福祉部国保健康課

令和4年度 第1回逗子市国民健康保険運営協議会

日時 令和4年5月11日（水）

14:00～15:00

場所 逗子市役所5階 第2会議室

出席者

出席者

小清水 時子 委員 山上 篤志 委員 松澤 修司 委員

高津 恵一 委員 濱 卓至 委員 宮城 高次 委員

欠席者

池上 晃子 委員

事務局

須藤福祉部長 廣川福祉部次長 廣末福祉部参事兼国保健康課長

鈴木副主幹兼保険年金係長 椛島主事

傍聴者

なし

1 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 令和4年度逗子市国民健康保険料率（案）について
- (3) その他

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回逗子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日はご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、福祉部参事兼国保健康課長の廣末と申します。

本日の議題(1)におきまして、会長及び副会長をご選出いただくまでの間、議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、委員の皆様の任期につきましては、本年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となりますが、本日は、その新たな任期におけます第1回目の会議となります。

コロナ禍ではございますが、本日、お集まりいただく形での開催としておりますので、感染症対策を講じました上で、会議時間のほうも極力短縮してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本日は、本協議会委員全7名のうち6名の委員にご出席いただいております。逗子市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定における委員定数の2分の1以上の出席という開催要件を満たしておりますので、この会議が成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

それでは次に、本市福祉部長の須藤からご挨拶申し上げます。

(須藤福祉部長) 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

皆様には日頃より市の行政運営、また国民健康保険の円滑な運営にご理解とご協力を賜りまして大変感謝しております。委員におかれましては、先ほど、進行からもお話がありました今年度より3年間の任期となりますけれども、7名のうち3名の方でございます小清水委員、山上委員、また濱委員の方々が、新たに委員に就任されました。今後どうぞよろしくお願いいたします。

昨今は、先ほどもまた話がありましたコロナ禍の状況で、書面での会議ということが続いておりまして、1年ぶりの開催になった次第でございます。国保運営の安定化を図るべく、平成30年度から県が財政運営の主体となりましたが、国保加入者の減、また、高齢化による医療費の増、所得水準の低下などから、厳しい財政運営が続いている状況でございます。1人当たりの医療費の抑制、また、特定健診・保健指導の受診率向上、保険料の収納対策など、取り組むべき課題は多々ございます。

本日、第1回目の当運営協議会の議題として、令和4年度の保険料率を挙げさせていただいておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) それでは、大変恐縮ですが、ここからは着座したまま進めさせていただきます。

では次に、事前に配付した資料の確認をさせていただきます。

最初が、本日の会議次第でございます。次が、議題の2、令和4年度逗子市国民健康保険料率(案)についてでございます。その次が、資料1、令和4年度逗子市国民健康保険料率等についてでございます。その次が、資料2、令和4年度国民健康保険事業特別会計当初予算表(歳出)でございます。その次は、資料3の同当初予算表(歳入)でございます。その次が、国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧でございます。最後に、本運営協議会の委員名簿をおつけしてございます。

事前送付した資料は以上となりますが、本日、お持ちでない資料等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、事務局から、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まずは、被保険者代表といたしまして、小清水委員でございます。

同じく、被保険者代表の山上委員でございます。

次に、保険医代表といたしまして、逗葉歯科医師会からのご推薦がありました松澤委員でございます。

次に、公益代表の委員でございます。逗子市民生委員児童委員協議会からご推薦の逗子市民生委員児童委員協議会会長の高津委員でございます。

同じく公益代表で、神奈川県からご推薦の鎌倉保健福祉事務所長の濱委員でございます。

次に、被用者保険等保険者代表といたしまして、神奈川県被用者保険等保険者連絡協議会からご推薦の宮城委員でございます。

なお、保険医代表で、逗葉医師会からご推薦の池上委員におかれましては、本日、所用によりご欠席の連絡をいただいております。

委員の紹介は以上でございます。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

福祉部長の須藤でございます。

福祉部次長の廣川でございます。

国保健康課副主幹兼保険年金係長の鈴木でございます。

事務担当の椛島でございます。

事務局は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

現在のところ傍聴希望者はありません。傍聴の希望がありましたら入室して傍聴していただくこととなりますので、ご承知おきくださいますよう、お願いいたします。

それでは、これより議題に入らせていただきます。

議題（１）の会長及び副会長の選出につきましてお諮りいたします。

会長及び副会長につきましては、運営協議会規則第２条第２項及び第３項の規定により、公益を代表する委員のうちから選出することになっております。

公益代表の委員につきましては、逗子市民生委員児童委員協議会会長の高津委員及び鎌倉保健福祉事務所長の濱委員となります。

お二人のうちから、会長・副会長になっていただくこととなりますが、選任方法につきましてはいかがいたしましょうか。

高津委員、お願いいたします。

（高津委員） 従来から、鎌倉保健福祉事務所の所長でいらした方が会長になっていきますので、その方に、このまま会長をお願いしたいと思います。

（廣末福祉部参事兼国保健康課長） ただいま、高津委員のほうから、濱委員を会長に推挙するというご意見がございました。

それでは、会長に濱委員を選出するということでよろしいでしょうか。

副会長につきましては、副会長も互選となりますが、自動的に副会長につきましては、同じ公益代表の高津委員でよろしいですか。

（異議なしの声）

（廣末福祉部参事兼国保健康課長） それでは、会長に濱委員、副会長に高津委員ということで選出されました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これより先の議事につきましては、会長に選出されました濱会長に進行をお願いいたします。

恐れ入りますが、お席の移動のほうをお願いいたします。

（濱会長） では、僭越ながら議長を務めさせていただきます。

改めまして、鎌倉保健福祉事務所所長の濱でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、規則の定めるところによりまして、議長として議事を進行してまいります。ご協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

まず、議題に入らせていただく前に、運営協議会規則第５条第２項の規定によります本日の

会議録署名委員につきまして、高津委員と松澤委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議題に移ります。

議題（２）令和４年度逗子市国民健康保険料率（案）について、それでは事務局からご説明をお願いいたします。

（廣末福祉部参事兼国保健康課長） それでは、別紙の資料の議題（２）のほうをご覧くださいいただけますでしょうか。

令和４年度国民健康保険料率（案）について、所得割の率、均等割の額、平等割の額につきましては、議題（２）の表のとおりでございます。

詳細及び補足説明といたしまして、別紙資料１をご覧くださいいただけますでしょうか。

１の令和４年度保険料率（案）におけます所得割率の合計は、令和３年度の10.60%と比べ0.25ポイント減の10.35%となります。

均等割額の合計は、令和３年度の３万6,900円と比較いたしまして3,000円増の３万9,900円となります。

平等割額の合計は、令和３年度の２万8,100円と比較しまして1,400円増の２万9,500円となります。

参考の一番右の列にございます賦課限度額につきましては、政令規定となりますが、医療分が令和３年度から２万円増の65万円で、支援金分が１万円増の20万円、介護分につきましては変更がなく17万円となり、賦課限度額合計では、令和３年度の99万円から３万円増の102万円となっております。

次に、資料１の２、国民健康保険事業の財源についてですが、歳入歳出の見込額となります。令和４年度歳入歳出予算につきましては、資料２、資料３のとおりとなります。なお、本年２月に書面にて開催いたしました令和３年度第３回でお示した予算（案）から金額等に変更はございません。

その次の３、賦課総額（保険料）の内訳、配分割合についてでございますが、所得割、均等割及び平等割の割合につきましては、令和３年度と同じく本市国民健康保険条例に規定されております55：30：15となります。

次が、４、保険料率算定に係る基礎数値等でございますが、ご覧のとおり、被保険者の人数、世帯数は毎年減少し続けている状況でございます。

最後の５、保険料率の決定、告示についてでございます。保険料率等につきましては、本日

の運営協議会の審議を経て決定をし、告示することになっております。

なお、令和4年度保険料率（案）の算定に当たりましては、令和4年度当初予算におきまして、歳出で、特に主に神奈川県への納付金が約7,000万円増加となったということと、歳入については、一般会計からの繰入金約4,000万円の減となったことによりまして、保険料の大幅な上昇が見込まれたため、基金からの繰入金を前年度予算より8,000万円増の1億3,000万円を取り崩して繰り入れるということによりまして、保険料率の大幅な上昇を抑え、被保険者の負担緩和を行った予算における保険料率の案としてございます。

また、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮いたしまして、緊急事態下での対応といたしまして、保険料率を令和2年度と同率に据え置いたところがございます。令和4年度の料率の算定におきましては、条例の規定どおりに算定を行いまして、その結果、令和3年度に比べて所得割率は減となりまして、均等割額及び平等割額は増額ということになっております。

なお、保険料の当初決定通知につきましては、6月から来年3月分の10期に分けて、6月中旬に世帯主宛てに送付する予定となっております。

議題（2）についての説明につきましては、以上でございます。

（濱会長） ご説明ありがとうございました。

それでは、この議題（2）につきまして、ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

（宮城委員） 国民健康保険の制度的な部分については、私のほうが勉強不足なところもあるんですけども、基本的なところで、資料1の4のほうの被保険者数、世帯も減っているところですが、市全体での住民の人口は実際どういう状況なのか。人口自体が減っているのか。

（廣末福祉部参事兼国保健康課長） 市全体の人口というのも、若干の減少傾向にございます。ただ、国民健康保険の被保険者が年々かなり減少しているというのは、国民健康保険の被保険者の方は、74歳までが国民健康保険の対象になります。75歳以上は、自動的に後期高齢者医療制度に移行するという形になりまして、これは全国的にもそうなんですけれども、逗子市におきましても、75歳以上人口が年々増加すると。それに比して74歳以下の国民健康保険の被保険者の方が減少傾向にあるということで、後期高齢者に移行しているという意味で、年々かなりの数の被保険者が減っているという状況にあります。

（宮城委員） ありがとうございます。

ちなみに、協会けんぽを含めた被用者保険が、特に協会けんぽ側で言いますと、加入者が増

えている状況がありまして、要は景気とともに被用者保険に入ってくるということは、その分、考え方を換えれば国保が減っていくだろうというところで、当然、地方の町村では、やっぱり高齢化による部分もあるんでしょうけれども、その高齢化による後期高齢者医療へ移っていく部分よりさらに減っている部分については、単純に考えれば、被用者保険に移っていったのかなというふうな見方もできるかと思うんです。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) そうですね、はい。

(宮城委員) ただ、やはり年齢構成が高くなると、医療費というのはどうしてももう上がっていくというふうなところが言えるので、その分で、やはり均等割ですとか世帯割の部分の負担が大きくならざるを得ないなというのは、理解するべきなのかなというふうに考えています。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) そうですね。

(宮城委員) ありがとうございます。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) ちなみに、本市の人口に対する国民健康保険の加入率といえますか、加入割合ですが、大体2割ぐらい、20%ちょっとぐらいの同じ割合で推移しているというのが現状です。ここもう何年も続いている状況なので、国保が減っている大きな要素としては、後期に移っているというところが大きいかと考えます。

(高津委員) ちなみに、ちょっと質問が1つあるんですけども。

今ちょっとおっしゃっていたような75歳以上の方が増えている、大体どの市町村もそうかと思えますけれども、逗子市においては、去年、3年度と4年度の、例えば、一例として4月1日現在とか、75歳以上がどの程度、人口比として割合としては何%が75歳以上で、令和4年度だったら、それがどのくらい増えるかとかという数字はあるんですか。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) ちょっと、時点的に3月末というわけにはいなくて、令和3年12月末の後期高齢者の人口が1万746人で、令和2年度末、令和3年3月31日時点の後期の被保険者数が1万661人で、約100人増えているということになります。

(高津委員) 人口は5万6、7千人だとすれば、比率からすれば僅かですね。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) はい。ただ、このところ、先ほどの国保の被保険者数の減りも、7、8百人ぐらいからだんだん鈍化してきていまして、ここのところは200人、300人程度なんですけれども、後期は、これまで7、8百人ずつ増えていたところが、それが少し鈍って、先ほど申し上げた時点でいうと100人ほどの増加にとどまっているというところがございます。恐らく2025年のときには、団塊世代がほとんど後期に行くというところがありますので、また2年後、3年後は、数値が少し伸びてくるかなというふうに考えております。

(高津委員) ありがとうございます。

(濱会長) そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質疑がなければ、議題(2)令和4年度逗子市国民健康保険料率(案)につきましては、皆様のご了承を得られたとさせていただきます。

それでは次に、議題の(3)その他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

(廣末福祉部参事兼国保健康課長) 事務局から、その他で報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関しまして、保険料の減免及び傷病手当金の支給というのがございまして、令和2年度から実施しているところでございます。その状況についてご報告させていただきます。

新型コロナに関する保険料の減免につきましては、令和2年度におきましては、合計で261件、金額的には約4,600万円の減免を行っております。また、令和3年度におきましては、合計で57件、金額で約750万円の減免を行いました。令和4年度におきましても、この減免制度というのは継続となっております。なお、令和2年度及び令和3年度につきましては、この減免に関する財源と申しますか、全額が国・県からの補填という形になっておりましたが、令和4年度における国・県の公費補填につきましては、100%なのか、割合が少なくなるのか、なくなるのかというところは、現在のところ未定でございます。

続きまして、傷病手当金の支給状況につきましてご報告申し上げます。

令和2年度につきましては、合計で2件、金額におきましては合計で6万8,000円の支給となっております。また、令和3年度におきましては、4件で、合計で20万円の支給となっております。この傷病手当金につきましても、令和4年度も支給のほうは行っていくということで制度は維持されます。こちらにつきましては、国・県によりまして全額が補填されるということになっております。

もう1点ございます。

その他の②といたしまして、こちらは、ちょっと気が早いんですが、次回、第2回目の開催日程につきましてのご相談でございます。次回の第2回目につきましては、8月上旬あたりを予定しておりまして、現時点で、8月2日火曜日、もしくは5日金曜日の、時間はいずれも今日と同じ午後2時からの開催を予定させていただきたいというふうに考えております。

もう少し近くなりましたら、正式に日程の調整をさせていただきたいとは思いますが、会議室の予約等の状況から、できれば、この2つの日程でスケジュールが押さえられれば

ありがたいなというところでございます。ですので、現時点において、この両日でスケジュールを仮押さえしていただくと非常に助かりますので、その点も配慮をお願いできればと思います。

事務局からは以上でございます。

(濱会長) 報告ありがとうございます。

何かご質問とか、大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。それでは、ご質問等なければ、これで本日の議題は全て終了となります。

それでは、これにて閉会とさせていただきます。皆様、ご協力ありがとうございました。